

国立大学図書館協会賞応募規程

平成12年6月28日
令和6年11月15日改正
国立大学図書館協会理事会

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学図書館協会(以下「協会」という。)が設置した国立大学図書館協会記念基金により、図書館活動における功績又は図書館・情報学研究に業績をあげた者に授与する国立大学図書館協会賞(以下「賞」という。)の応募につき、必要な事項を定めることを目的とする。

(応募資格)

第2条 賞に応募することができる者(以下「応募者」という。)は、協会の会員に所属する個人又はグループで、図書館業務に携わっている職員とする。ただし、館長、事務(部課)長等管理職及び主として教育研究に携わっている教育職員を除く。

(応募の区分)

第3条 応募者は、下記のいずれかの区分によって応募するものとする。

(1) 図書館活動における功績

過去3年以内における業務の改善、業務遂行上の成果等

(2) 図書館・情報学に関する研究業績

過去3年以内に発表された著作物及び未発表の著作物

(応募の方法)

第4条 応募者は、所属する大学の図書館長(大学共同利用機関においては図書館施設の長、以下同じ。)に応募の申請を行う。図書館長は、応募の申請にもとづき、必要書類を添えて所定の期日までに協会事務局へ提出する。

(応募の期限)

第5条 応募の期限は、毎年10月31日とする。

2. 前項の期限については、総務委員会が必要と認めた場合はこれを変更することができる。

(提出書類)

第6条 応募に当たっての提出書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 功績又は業績の概要(2000字以内) 1部

(2) 功績又は業績の成果物

報告書、論文抜刷、図書、目録等 1部

2. 提出書類は、原則として返却しない。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、賞の応募に関し必要な事項は、総務委員会の定めるところによる。

附 則

1. この規程は、平成12年6月28日より施行する。
2. この規程は、平成16年7月1日より施行する。
3. この規程は、平成18年6月29日より施行する。
4. この規程は、令和7年6月20日より施行する。